

令和2年(ワ)第3631号受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

原告 山村 三郎

被告 山村 金平

横浜地方裁判所 第5民事部 御中

令和02・11・21日

訴状 陳述等書面類目次

上起「訴状」に関わる提出書面の表形式の目次

順番(始終頁)	文書名	内容
01 (2~16)	陳述書(2)	当兄弟騒動の昭和46・02.01日からの紹介 近時裁判迄関係者の本人訴訟当てつけ不正裁判
02 (17~19)	陳述書(3)	宣誓虚偽陳述と偽造録音の詳述 弁護士会・裁判所グルになつての偽造録音隠し
03 (20~22)	準備書面	求・実質口頭弁論・裁判所へ 偽造録音は飯島弁士・大久保博事務所先導行為
04 (23~24)	上申書	訴訟金額を指定しなかつた為裁所が指定・低額 途轍もない刑事犯と数を考慮するとの申立て
05 (25~28)	弁論再開申立	裁判は、全嘘で敗訴この嘘への被告思考窺い 書面と口頭弁論で求返答、之が無い故・求再開
06 (29)	弁論調書	毎回の事・陳述してないのに陳述とある 法律にない略式嘘、時には書面提出が陳述・と
07 (30~31)	調書異議申立	口頭弁論不当強引終結なのに各書面陳述とある 不正デタラメであるので弁論と書直しを求めた

令和 2 年（ワ）第 3631 号受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件
 原 告 山 村 三 郎
 被 告 山 村 金 平

横浜地方裁判所 第 5 民事部 御中

令和 02・11・21 日
 原告 山村 三郎

陳 述 書 (2) (全 15 頁・読者は P6・P11・P14 等下線行を要注視)

1・裁判開始から敗訴既定化

物事には初心に帰るってことがよく云われる、特に私弟は裁判前穏便に治めるべく手紙通信をしてきました、その便数は拾指を超える。本年初頭の調停でも、人生最終時期での求話合いを提示したが、云通不通です。

事ここに至っては、1人邪兄云々では収集がつかない。

騒動の直接キッカケは、妻の証言を引用すれば、義姉に起発します。

工場公害に難儀しているとき邪兄に「**工場移設**」を提示され翌日妻が礼に訪問、邪兄夫婦へ妻が先ず礼を口上・・・その途端義姉は (#2-5 妻の証言)

< お父さんそんな金何処にあんのよ・・・! >

< うっせ・てめーはかんけね一黙ってる・・・! > (昭和 45 年秋)

世間にはよくあるパターン、相続騒動にはめ込まれたってことである。

そして問題の昭和 46・02・01 日夜・正月・・・月明けを待つて・電話連絡し
 ての「工場移設概略報告訪問」座敷に上がり炬燵に入る寸前

< 俺はそんな移転の事なんかしらねーや・・・おめーの工場だ

勝手に移しゃいいじゃねーか・・・! >

この世の話とは思えない、この世で同じ親から生を受けた兄弟でもない。

話の途中でじゃあ・・・みつ（義姉）に聞いてこいって事になり（別室へ）

『・・・聞いての通り、業者は手配済みだし収集がつかない

何とか頼みますよ』

< 三郎さんはまだ若い・・・やり直しが利きますよ・・・! >

・・・ 『・・・ダメだって・・・でも何とかなんねーかな』

< じゃダメだ、しょうがねーよ・・・ ・・・・ **びた一文出さねーや** >

遅くまで話しても、状況は好転しないのみか、世間によくある相続問題に

話を引き込み、弟の子孫の円滑な継承祈念なんぞは全く眼中にない

止む無く帰途に就く・・・炬燵を出て1・2歩歩く・・・

< おい・おめーとはもう都合わねーや・・・! > **断交宣告**・・・!

裁判発端

工場移設

嘘 01

詐欺

断交宣告

弟の立場・順序として邪兄長男(甥)にも連絡し仲介を求めんとせば、逆に「職場まで押しかけて来た…」と揶揄される始末・下手に出て恥さらしてまでの話合い志向も成就することなく気泡と化した経緯もある。

家系円滑な継承を願い争いは勿論、相続の請求は一切せず成りゆきを見守るだけで生家から独り独立した。勿論邪兄資料にある金銭支援は一切なし。常々身内問題は、話し合いで円満解決を志向していることから、長男へも話を持ち掛けるところ笑い者に成っての傍観野郎とは呆れ果てる。

甥の傍観

110番追出

こんな中に先祖参りに訪問すれば、110番で遮二無二追出す。警察も如何に民不介入と身体保護に任じているとはいえ、単に引き裂くだけで犯罪の予防鎮圧に任じている兆しは窺えない、之が現実警察方程式・・・か・・・？さて

警察癒着

家系円滑な存続を願い相続に一切口出さなかった事・為に高額借金で公舎やら銀行融資返済に追われ、心身共交流の暇付マが無く交流は途絶えた。この中に長姉の死と葬儀で話ができるかと期待していたのが、先に逃げ帰り話す機を逃し・・・後から話に行くからと告げるだけが精いっぱい。

移設逃避

平成 05・01・07 日前年暮 30 日話せなかったので「話に来たよ」・・・即

嘘 02

< (110番)・・・警察ですか、弟が来て暴れてます直ぐ来てください>
警察車 2 台・警察官 8・9 人が急行、開口一番

追出専科

《直ぐ出てください・この主人の意向ですから・・・！》

『だって兄弟ですよ・・・?!』

《我々は、兄弟は関係ありません、でないと逮捕です・・・！》

以後先祖参り訪問でも、110番で容赦なく追い出すのが常道となる。

金と財産話そして自己の負事情になると構えて埒が明かない。のみならず如何にあらうと有り余る財産は、真面に処理されてない、それでも本来ならこのまま恐らく何事も無く交流が薄くなるだけで弟は終わらせた。

移設逃避

然し、現時点で将来を展望したとき尋常ではない、邪兄はその準備をして長姉葬儀にも会話せず無言の逃避をした、ハラただしい。スッポカシやら追出しに 1 人では打つ手なし・・・納得できる解決はない、止む無く訴訟とした、それが 平成 6 年 (7) 1737 号 登記抹消裁判 である。

文書偽造

1 審；昭和 40 年書類有印文書偽造で相続完了・・・それでも時効敗訴・・・

2 審；昭和 52 年法律相談で一切ダメと言われた事から相続は諦め放置・・・

対して時効はしない、法相談の証を提示せよ、証は相談料領収書

之を当方弁士が提出しなかった、故意に敗訴させる為にであった

嘘不正

今になって気付いたのが、当方弁士が買収されていた、証拠は 4 点ある

平成 09・09・12 日暴力等処罰法違反 とやらで逮捕・・・→ (冤罪)

処罰法

「工場移設約束」がサギられ・ハライセの相続裁判は(不正)敗訴させられるはで怒りの拠り所が無い中、以前竹下総理へだったか褒め殺してな街宣を思い出し知人に依頼、冷酷義姉への称賛文を送付街宣を段どる。

ところが、或面会相談日に早く来過ぎたので兄さん処へ寄ってきた・・・と

「山村さん、我々の様な者でも第3者となれば話合いになりますよ

兄さんは・・・それじゃ考えとくってゆってましたよ

騙し討ち

お互い兄弟なんだから話し合いで収まれば、その方がいいじゃない

ですか、だから返事待ちましょうよ・・・」 (平成 09・05・28 日)

嘘 03

ところが、翌日には警察へ相談したとしながら事件通報であった。否、地元警察と邪兄間は地元民によれば、只の住民扱いではないと聞いた。

成程供述書をみると邪兄通報より、警察が事件拡大を創出待っている。

警察法「予防鎮圧」とは大異、街宣依頼者等の通信へ P11では「メモや録音を指示」P27では「・・・頑張りなさい、きっと道は開けるから」・・・と。

邪兄を前面に事件進展化を支え弟逮捕を虎視眈々と狙い且つ、供述書最終頁「弟も厳しく処罰希望」に適う創件意思の表れであり東京 X 弁護士に「これは酷い、この人はどんな関係にあるのか」・・・と言わしめた。

事件創出

(供述調書 P45 品・P5 品)

斯くて、弟の全く知らない「暴力処罰法違反事件」とやらは地元泉警察の独壇場で冤罪を頓着せず進展させられ、懲役 1 年 6 月執行猶予 4 年との長期刑・之を不審に思い東京の T 弁護士に控訴を依頼したら

「知らないんじゃない仕方ない、おかしいにはおかしい・・・が」

としながらあっけなく「他の人を頼んでください」・・・と

県の法律相談でも・個人的有料相談でも「オカシイ」と口を揃える、こんな中令和 01・01・日泉署但野警察相談担当者は「冤罪」を認め口頭では如何様にもできない、「書面提出してください・・・としたことから早速提出したら却下・・・返却されてきた。作文事態にも相応な問題はなしとはしないにしても思い『口頭告訴をお願いします』としたら

冤罪承認

<今混んでるから 1 ヶ月も先にいくよ・・・!>

『止むを得ない、署工程に従いお願いします』 (有耶無耶放ったらかし)

平成 14・03・21 日の彼岸、先祖参り玄関で挨拶応答を待つ、突如邪兄が義姉に代わり出て来て、突如足を蹴飛ばされる・・・

<てめーなんかにお参りして貰いたかねー、けれ・・・けーれよ>

傷害初 1

110 番・・・いやいやながら来るには来たが、現場確認しただけで帰署のふう

警察癒着

『調書は執ってくれないんですか・・・！』
 《だって・・本署へ行かなきゃなんないよ・・・！》 弟『・・・ ・・・』
 本署での調書

・・・・・・ (邪兄調書取り担当者がわざわざ出張ってきて)
 《兄さんは、先祖参りはお墓へ行けとゆってる、お墓へ行ったら・・・！》
 『お巡りさん・・俺がお参りするんです、お巡りさんじゃねーよ』
 ・・・・・・ (一時イッキしてまた・・)

泉署駒使

《弟さんよ、兄さんはもう来ないでくれってゆってる、そして
 (紙片を片手に) これによう一筆書けてゆってる、書いてやったらよ》
 『泉警察は、兄貴の使いッパシリに在るんですか』
 《 ・・・ 》 返答も無く無言で邪兄側調書室へ戻る

同年 3/28 日夜

『・・どうかな、蹴飛ばした医者代ぐれ一出せや・・・！』
 《お・お いいよ》 『じゃ今から行くわ・・・』

嘘 04

途中車中から 2 回電話、2 回目は庭先・場口に出てる様に・・「おおいしいよ」
 着いても常口には誰も居ない故庭へ車を乗り入れてみれば、警察官 2 人・・
 《・・あんた弟さんか・・・！》

『そうですよ、集金に来いって事なので来ました』
 警察《ええ・・そうだったんですか・・・?!》 そのまま庭隅へ引っ込む
 ・・・・・・

こんな会話の中でも邪兄は出てきてない、住居 3 方から叩き雨戸をこじ開けても中々思うようにいかないでいるところ 10 分もしたか漸く出て来て
 <・・お、殴んならナグレ・・！>・・『大バカ野郎、金出せ・・！』
 その頃には、実姉や妻等が駆けつけて居た、そこでの言い草である。

ところが今回もわざわざ呼び付ける形でありながら「工場移設同様スポカシ」である。『・・ふざけんな・・(この野郎)』 ・・！ってなやり取りの後泉警察 0 巡査長が、邪兄と掛合ってくれていた・・

巡査厚意

《弟さんよ、兄さんは姉一さんを通して払うってゆってる・・(だから)
 今日は遅い俺達も行く処がある、今日は引き揚げて貰えねーかな》
 『この野郎は、いつもこの手なんですよ、一寸待てとか考えて置くとかして結局は払わねーで・・スポカシなんですよ
 1 万やそこらだ・・今払えよ・・！』

《弟さん、之だけ皆の前でゆってるんだから間違いねーでしょうよ
 然も、金額は一任するってゆってる》

警察立合

『0 さんがそこまでゆうんじゃあなたの顔立てて引き揚げますよ』

勿論その後も音沙汰ない故 5/21 日だったか夜集金に出向く

くためーなんかに誰が払うか・絶対払わネー・けれ・けーれよ>
びしゃっと引戸を閉める

『じゃこの戸でも預かっっていくか・・・』

<おー持つてくんなら・・・モッテけ・持つてけ>

外して車に立て掛けてゴタゴタするも家に入り出て来ないのでゆった手前ゆっくりと車積みする、相当時間経過するも出て来ない故積み帰る。帰宅して拾数分もしたか、警察車が・・・来て・・・逮捕・・・!

罪名は明確でない「窃盗罪?とか」どやどやっと押入ったの逮捕前の街宣逮捕時も令状ははっきり掲げず数人で強引に手錠を掛ける、TV等で見るブルーシートで被うなんぞはさらさらしない数人が大声で只々シヨッピくだけ、邪兄から相当に悪辣邪言を聞いての事であろうと推す。

さて

連続の事件・・・逆さまにブタ箱に押し込まれての挙句、蹴飛ばされての医者代 11,240 円は、金額∞・・・一任しての支払は、ブタ箱には押し込まれるや金は常習のスッポカされたまま止む無く「治療費請求」で裁判する、金額は 11,240 円の基本額に付帯経費を加算しての請求である。

ところが予想だも無いこの見返りに・・・

つまり、**邪兄の不行・不条理を覆い隠す為に全く根拠のないデッチアゲ**

「損害賠償請求事件」 (平成 14 年 (ワ) 3790 号)

なる訴額 500 万円請求訴状が届いた・・・瞬間我を失い、我を振り返った。自分で自分を信じられない様な瞑想に襲われる程の**デタラメ訴状**・・・

嘘でそらし裁判

デタラメ

正気になり読返すと邪兄精神状態に異常さを感じる状況にある。

それ程のデタラメ、相手悪者飯島奈津子弁士も即気付いたのは見てとれる。

それは、当方が不慣れな事から話し合いを求めたら 3 回開かれた、然し飯島弁士の独演で終始した、当然西村裁長もその奥を察したはずである。

訴状中味 怒鳴込み・押掛け押入り等々「粗野な言動」は全くの逆さま。

事実は・・・逆 (訪問時のゾンザイな言動は恥ずかしく書けない程の侮辱の言)

私はこの域で気取るつもりはないが、それ程の言動が飛んでくる訪問現場。要領を得ない一言も言葉をはさめないガヤガヤの和解状況に西村裁長は、当方へ不明確な個所の確認すらない・・・単なる傍観者で終わった。

本人同士・・・素人同士では、裁長が両者を取りもち仲介する様な形で裁判(和解も含め口頭弁論)進行される。それが相手に弁護士がつくと相手弁士に気遣い本人訴訟者を押し潰す、之を弁士に見せつける・・・裁判所本音の由。

傍観和解

斯くて、話し合い・・・和解は、何の結果を得ないまま終了、本人調書本人尋問も強烈なデタラメ答弁に引き摺られ、双方の核心問題「工場移設約束」から源泉した「**相続絡み問題**」は(弟の)粗野な言動にそらされ手付かずに敗訴された。否、それだけではない判決は証拠のない事実無根事項を

真逆判決

《・・・弟苦境時援助を約し・態度を翻した義姉文書偽造・・・等々の街宣は
・・・名誉を損ない・・・生活平穩を害する**不法行為**・・・》

続けて

《大声云々押掛け云々家侵入等々 (**事実なし**)・・・生活平穩を害す・・・》
そして邪兄のゾンザイな言動は放ったらかして、投票場の不条理は問題にせず、弟の**根拠のないデタラメ事項を摘まみ上げ殊更に非難**、街宣に至っては弟の生家への善意を打っ消し、故意に非難している。

素人の弟が街宣する・・・如何な決断が要るか、止むに止まれぬ事情が有るそれへヒト欠片の同情も無い然も、裁判所は無碍に事実事項街宣を勝手に誹謗中傷と決め付けているが、身近の弁護士や警察は表の通り 違反は一切無・・・と、この面からも裁所は明らかな弟潰しの不当行為が明確・・・

邪兄最真

大和・旭・藤沢	泉警察	刑事裁判	民事裁判	(弁士・警察) 弟
警察の指示に従い整然と行われた違反は一切無し・・・と	街宣は違反・を令和 02・01 月言論の自由とし・・・訂正した	刑 60・222 条違反(訪問;違反源)(根源; 人質司法) 事実→ 弟は不知	誹謗中傷=嘘言 事実を街宣 (街宣中身・嘘は一切無 事実 のみ)	(言論の自由) 受依者単独訪問・弟は 一切不知(刑 38 条)

斯くて証拠も無し従って根拠為しの損賠裁判は、弁士付側邪兄のお涙頂戴式の本人調書・・・答弁がそのまま採用認定され敗訴、ところが 2 審では

鋼材不買

《・・・鋼材購入金タカリ・・・から断絶状態・・・→(訴訟)・・・と》

判決詐欺

裏取引に基づくイカサマ判決が、威力を発揮「**工場移設明示裁判**」を **2 枚舌判決**させた、**国家レベル故意の無駄**・・・そして**後続裁判へ引き摺った**。
即ち、

不正

大久保博事務所の当方**弁士買収**で誉し、暴力処罰法違反とやらの**冤罪**で好
心象ポイントし、**損賠 2 審違反判決**がダメ押しの・・・弟潰しに追い打った。
この果実が、「**工場移設明示裁判**」の**法廷勝訴を 2 枚舌で敗訴**させた。

或弁護士：弁護依頼時「之まできたら如何様にもならない・・・！」・・・とこの波及が、後続・22 年石原寿記の面談禁止と 80 万円支払判決し・**ぶん殴り潰し**事件が付録した・平成 23 年秋吉仁美の法廷追放・28 年菊池洋一の過去の敗訴裁判を殊更に引き摺って既定敗訴を露にこじ付け判決、**相手邪兄は好き勝手にやり放題**・・・とどの詰り令和 2 年調停での**全否定で全てを蒸し返した**・・・事は**民法 1 条他と刑事法にも通じる**多事不正と思料します。

遣り放題

2・暴力等処罰事件冤罪と関連波及事情

非情な法曹者そして司法者・・・それを陵駕する悪辣邪兄、そして登記抹消裁判で確たる証拠「**弁護士相談領収書**」を買収不提出させ、その延長で「**事件不知**」の弟を過分の罰に追いやった当方弁士は、当事件の控訴を見限った挙句、平成 14 年の損害賠償訴状へは、独りさ迷う者に対し請求金 500 万を早期に払へと逆に思えるアドバイス・・・等々包括すると、各々その立場で連携している様が窺える、弟潰しは血の通った人間業とは思えない。

弱者潰し

本人同士の裁判を傍聴してみると双方へ証拠を提示させたり発言の補足を促し**両者が納得しての裁判進行が多く行われている。**(#8-2 新聞本人訴訟不利)

納得裁判

ところが、片方に弁士が選任されると途端に裁判所は、口を噤ツぐむ。弁士アンケートで「司法制度は利用し易いか」に対し肯定 2 割弱・本人訴訟者へ情報提供有無・・・必要 83%・反面後見的に関与は肯定 35%、金を使った者の優位を保てとの算段、之へ裁所が同調しているのが明確になる。不公平さは歴然、裁判現場では平成 23 年秋吉仁美の法廷から追放とゆう手荒な裁判指揮も厳然と存在し、同 28 年の傷害慰謝料裁判は、1 審が傷害有無を判定するだけとしたのが、2 審は審議無し単に着席させて口頭弁論を繕っただけ、後は判決日を付け足した、この隙間をかき分けて相手の事件否認へ新証拠を翳し再確認すれば、裁長自ら質問を受けて起ち

追放裁判

《(応答の)**その必要なし・・・!**》・・・と裁判をブッチギリ引き揚げた判決は、証拠不足と過去の敗訴を引き摺り今回もそれに習って棄却・・・と 1・2 審の扱いが区々、只、遮二無二棄却にコジツケル事だけは揃える。

過去引吊

デタラメ

(傍聴法廷証拠・2 審判決書)

後見的補足意思と公平感があれば、証拠事情への関与は必然と思えるのがそれへの問質しはない、当然本人訴訟側に不利に作用する・・・全て承知計算ずくの行動の由。ところが外聞的には、旨く立ち回る「裁判・・・迅速法・・・検討会」(35 回)での秋吉仁美委員の発言は

(記録書 P9)

《本人訴訟は、代理人の就いた事件に比し・・・手続説明・言分整理等負担が掛かる、弁士アクセスを計れ・・・》・・・としている

秋吉茶番

如何にも空々しい、上記 23 年裁判の如く正味 1・2 分で終結させている。司法統計からも、本人同士の裁判は弁論 1.2 回・弁護士選任裁判 2.3～3 回然も、傍聴で見るとそれらの者は・・・納得して終わっている。私の様な根っ子を残されての生殺しは、腹タダシく感情的にも容認できない。

納得裁判

裁判・・・中立公正に解決させてください、然もたった 1 回の口頭弁論で雑作なく決着するはず、このことから当裁判は納得できる裁判をお願いします。

(元最高裁長官；裁判の心得)

その前にこの**冤罪**が如何な波及事情を創出したかを陳述します

1・供述調書 P5 品と平成 15 年損賠判決 P5・7 の工場移設に関する表現

{

 P1 最終行；工場移設費用拋出約束
 無し・・・と明確に嘘供述
 検察を侮りわざわざ出向いた**嘘**
}
{

 P5；工場移設支援出来ないと言い出す
 従前話と違うと責めると付合いを立った
 それは、突如一方的に成した**断交宣告**
}

これだけ明確な 嘘＝詐欺 を裁判所は、弟の陳述を聞かず、警察と馴合
 いの邪兄側供述のみを警察を通じて採用した、事件根源・**故意の冤罪**。

故意冤罪

○ 民訴法 209・刑法 246-2・故意冤罪罰？（裁所法・分限法）・と思料す

2・供述書 P14 弟からは街宣を依頼・私達は（受依者）話合いしてから（**不知**）

P17 他の右翼はすぐ街宣車・うちは先ず話合ってから （**不知**）

P27（警察）頑張りなさい、きっと道は開けるから （**街宣を奨励**）

P36 話し合いをしてくれば、車はすぐ止めます(受依者相談)(**不知**)

冤罪事項

○ 警察；警察法 2；犯罪の予防鎮圧・責務・3 条；中立公平に職務遂行

罰

刑事裁判と民事裁判では、異なることはあっても、この場合は明らかな検
 察を侮っての「**騙し討ち＝嘘**」であること、「工場移設約束は明確に存在」
 するのをこのこの検察まで出張っての侮り・検察を詐欺ったのである。
国民的社会通念からも明らかに許されない・許してはならない、必罰の由

移設詐欺

状況

登記抹消裁判で当方弁士買収し、内外共に大きなポイントを挙げて置いて
 の地元警察癒着延長に勢いをつけた状況にある。

泉警察も充分状況を弁えて「事件拡大させて兄弟を地域に晒して誉を期待
 している」、励ましの支援は明確に警察法違反,その上「メモ録音を指示」
 してるのは、国民視点から明らかな不公平差別に当たる、また片寄った指
 示は、紛れもない**四捜査**でありそれへ片棒を且つかせている。(刑訴法違反)

事件創出

波及

生涯をかけた相模原工場を創設立ち上げ時に 45 日間留置場にぶち込まれ
 ては、零細企業として立つ瀬はない・無碍に消滅させられた。

職業遮断

此の物心両面からの打撃は年齢からしても人生のぶった切りである、以後
 の拠所が無い。

そして後続裁判では、これでもかこれでもかの高年令時期の貴重な歳月を
 無に消費させられ再起は遠く及ばない事態へとつなげた、・・・この悔いは生
 涯付き纏う・・・悔しく残念至極である

故意潰し

事態は、法曹司法が組し故意に仕掛けた潰しである。 （**新聞訴訟詐欺**）

(国家公務員法・公務員倫理法・刑法・~~刑訴法 337・340-4~~・憲法・・・等に係る)

後遺症・波及毀損

裁判の仕組みは、判決は2度はない・・ならば、明らかな冤罪・明らかな不当不法判決は、絶対にあってはならない。然し当「暴力等処罰・・法違反」事件1審は、登記抹消裁判敗訴の嫌がらせで邪兄家訪問共謀して脅した事に成って居る、ところがこの事件は弟は**一切不知**のなかで行われた

(1)そもそもの諍争は、「工場移設約束詐欺」にあるのを刑事裁判が勝手に相続争いに決め込んでの判決、即ち支柱事項そっちのけの冤罪判決

冤罪判決

(2)そこへ人質司法が追打ち検察へわざわざ出向いての侮った大嘘は、何の咎めも無い・・それどころかその大嘘を元に相続に目星を向けている幾多ある世間の相続争いとは、全く異なるのを弟の言分を聞かず勝手に相続争いから街宣で「金を脅し取る」様の表現である

(3)この根底には、地元警察とのなれ合いがあるのは明らか、地元民の話と共に担当安七刑事は、「三郎さんの言分は良く解った・・」としたので解放かと思いきや「ちよくちよく金平さんとは合うので、今度会ったらよくゆつとくよ・・!？」・・と、何をどうゆうのか解らない俣留置は続行、後の保釈に成って安七刑事を尋ね問質したら

無罪・・!

<そんなことゆってねーよ!> ..と

(4)窃盗事件とやらの取下げ話に妻が訪問その中で

自慢気に「泉署（署員が）がけーり道だからちよくちよく寄るんだよ」・・とその癒着ぶりを話したそうである。

(5)以上の通り、1審は、街宣受依者単独の話合い予告を「脅し」とし、中味の財産独り占め・義姉の登記書類偽造等を大声街宣した・・としてるところが、地元泉署以外・・大和・藤沢・瀬谷署は、指示を忠実に聞き入れ違反は無し、地元泉署だけは注意無し・物見遊山の如く傍観且つ、供述では「街宣のみ依頼した」事・・を勘案すれば違反はなし・受罰は明らかに筋違い。然も、令和01・01月には、泉署但野警察官は、冤罪を認めた。即ち、取締り原点の全警察が、無罪とした。（有・事実証拠）

街宣無罪

その無罪は揃って街宣は

デタラメ

「言論の自由」（前々頁表と通り） ..としている事である

(6)刑事2審では、弟は街宣のみ依頼し他は、依頼してない。現に前頁供述書2・で述べた通り明確化している、訪問脅しとは・・**一切不知**である

人質司法

(7)他方民事では、街宣は誹謗中傷であるから、違反としている。

広辞苑で誹謗中傷とは、事実でないことを言い振らす・・こと、とある。

弟は、邪兄と違い「嘘」は一切街宣してない・事実のみ街宣した

日本国裁判所は、事実を行為した正直者が罰を受け、デタラメ言い放題

デタラメ

この場合は単なる嘘ではない騙し討ち・詐欺、この詐欺者が裁判誉を授かる逆判決・これが日本国裁判デタラメ・真っ当に判決仕直してください。

無罪詐欺

当冤罪これだけでは済まない、損賠判決 2 審での裁判長鬼頭季郎へ勢い付けさせ民訴 246 違反してまで邪兄側に最負した、これが、争い本命「工場移設明示」裁判を複雑な「2 枚舌判決」させた大問題、今続行している。

2 枚舌判決

振返って

工場移設明示裁判；真っ当に判決されていたら今のややっこしい事態はない、之を深く重く受け止めてください、無駄をしてきたのです否・無駄をさせられたのです。個人的には国家に申し訳ないとも思っています。

私は、国家社会に出来るだけ迷惑かけない様戒めて年月を過ごしています。国家財政は 1,000 兆円とゆう世界に秀でた負債を抱えている、国民挙って解消に努めるのが、責務であり・国民的使命でもあると思ってもいます。

デタラメであっても表面的には裁判を繕ってきたのがここ迄・

後押裁判

次の受面談禁止裁判は、イカサマ勝訴固定化・邪兄のダメ押し裁判の由ところが、たまたま口頭弁論が通常のその端くれがあつて、訴状 P11・11 行目の面会時の会話として「43 年から 47 年・・事実経過・・」云々とある、たった 30 秒の面会なのに・邪兄は昭和 44 年を勝手に断交時期としている、であるのに「47 年・・事実経過」とは辻褄が合わない

『これはどうゆう事か』

弁士《被告からの求釈明に対し、具体的に釈明するつもりはありません》

傍聴席「それじゃ裁判なんねーじゃねーか」 (弁論調書)

石原裁長《よろしかったら、準備書面を出してください》

結局訳も判らない準備書面が提出されて一件落着はしたが、弟が

『面会の録音原本を出せ・・』としたのが、改竄偽造録音が出てきた。その偽造録音は奇しくも「47 年事項」を会話している偽造に成って居る。これは高技術の改竄偽造で専門家にも区分けが付かない偽造傑作。

デタラメ訴

文収集つ

かず

録音偽造

平成 22・12・20 日面禁判決法廷にたまたま出席判決の全部読み上げを求め居座って居たら国営暴漢屋に連れ出され、庭へ出た途端に拾数人かに雁字搦めされ・・次の瞬間・・東京から来た鈴木千春とやらに

裁所暴力

「突如・・ぶん殴られた」 (庭は用意万端警察車 2 台が待機中)

警察の開口 1 番く暴れるからだよ！>・・と、保安部署へ自らの不法行為を当方に擦り付けて 110 番・・如何にもエゲツナイ日本国裁判所・・!!

日本国裁判所は、裁判官に不正させて置いて、その追及者へは暴力で押え込む・潰すつとゆう荒手も駆使する「**国営暴漢屋**」が待機している。こんな恐怖の暴漢屋が名義替えして居るとは、国民は知らなかった。補ロウもそつがない手慣れた感じである

(警察に 110 番；山村が暴れてる・・と) 故に開口 1 番<暴れるからだよ>そして 2 年後の春逆訴されていた (加賀町署呼びだしに戸惑う)、それは
 ≪山村が殴りかかってきたのを、避けたのが当たった≫
 ・ ・ ・
 ≪証人も複数居る≫

『沼田検事・手足から胴体雁字搦めに押えられてどう殴り掛かれるか
 どうです・教えてください』

≪否、私は現場に居た訳じゃない、資料が来ている≫

『資料云々ではない・どう殴れるかを聞いている

教えてください』

≪・・・????≫ (不服は、検察審査会へ・・間に合う様判決した・・と)

茶番検察

この面禁裁判は、**改竄偽造録音**とゆう過つての大阪地検フロッピー改竄事件と同列事件、そして**裁判所の暴力傷害事件**前代未聞の事件に苛まれた。改竄偽造録音は、ソニー製テープ式機から CDR に変換して提出されたそれでも不安だったのか弁護士を事務所内 3 人から 12 人へ細工増員したこれでも判決は、邪兄との面談禁止と 80 万円支払えとの悪辣判決である。血の通った 1 筋は「**工場移設約束存在**」の再度・認定だけである。

平成 23 年 (傷害治療費金額) 一任の残額請求・裁長秋吉仁美

追出し茶番裁判

口頭弁論正味 1・2 分で終結・『裁判長・(一寸待って)』と 2 回繰り返したら 《不足発言は慎むように》2 回目には《命令します・退去命令》同 25 年虚偽損害賠償裁判 (**偽造録音の波及損請求**) 暫らく口頭弁論無しに付き簡裁へ訴訟したら、民訴法に基づき邪兄側は欠席

欠席奨励

裁判長出席命令出してください「ゆってるんですが出て来ないんだ」懲戒請求で弁士会室借用書面提示を求めても、裁判同様隠匿して棄却同 26 年面禁裁判に基づき「**工場移設決済裁判**」、有耶無耶で終結、裁判長

四国へ逃避転勤? の為、**判決書も無し・有耶無耶中**・

裁所困窮裁判

これ等の通り近時の裁判は、裁判になってない、関係者全員へムダ・さて

こんな中に 27 年邪兄家へ先祖参りその帰途後をつけ回され、玄関で突き飛ばされ固定柱に激突されて全治 16 日間の診断書・腕が内出血・約 1 ヶ月程度傷みがとれなかったことから**傷害慰謝料請求**・

慰謝 1 審

1 審 ; 口頭弁論しないなら裁判しない→するってゆう事から手続したのが単に呼び出すことが、裁所の口頭弁論である、他には何もしない
この裏付けに、弁論調書には諸資料読上げた(陳述した)と堂々と記述
訴状も・被害届にも書いた邪兄転倒が、判決は逆さま→資料見てない
口頭弁論での何言かを求めてきているのが、当裁判では殊更に懇願した。
書記官快い通知にも拘らず省略された、極めつけの侮辱であり不正。
これを調書は承知で「嘘」を書いている、国民への完全な侮辱である。

慰謝 2 審

これに反省はない 2 審弁論では
資料作成を確認するだけ、どうしても口頭弁論お願いします、としても書
面で言分は判る・等々のやり取りで裁長が進めない、その後は一言話す毎
に「後何がある」との繰り返し、之の隙間をかき分けて

『今回は、新証拠も提示したこれでも事件否認か・否定か・・・？』

< . . . > (裁長とこそこそしてる様だが聞こえない)

裁判遮断

『裁判長・答えさせて下さい』 → 《(応答の) **その必要なし**・・・！》
との控訴人質問を裁長自ら・ぶっちぎり、とっと引き上げていった。

裁判迅速法

新聞等では「迅速法」が出来て口頭弁論が省略されるとの事 (新聞記事)
法律を尊重しそれに則って進行するはずの裁判自ら省略は、正規の裁判行
為でない事は明らか・然も、被控訴人が 2 人居るのでは、裁判ではない。
迅速法は、国民の要請や期待にこたえる・権利等が害されないよう手続き
が適正に確保されねばならない・とし且つ、迅速化の責務がある・と
国民には、法律運営者裁判所が都合よい処だけ迅速化し、そうで無い双方
に弁士が付く裁判は、相応な審議がされる、同じ弁士でも力の大小があっ
て法律はその次に来るとか、複数の弁護士から聞いている。
何せ、前総理大臣の様に法律順守の口上をして置いて守らず政治する日本
国・国土防衛の自衛隊ですら憲法に堂々と違反し存在している。
かと思いきや、コロナのトッサな事態に法律云々する奇妙な国家・何処
にその境があるのか、国民は判断がつかない

集 め

当方の弁士買収で始まった不正行為、野放しの邪兄と大久保弁士事務所と
の着地点は、何処ツゴか・・・？、素人とのハンデもあってか当方の真実は
顧みられない、他方で人為的作為も加わり複雑さを一層している。

偽造登記

最初の相続の偽造登記を蔑ろにするつもりはないが、素人のせいとその処
理は逆方向している、然し不正の事実は消えない。割れた茶碗を接着剤で

くっ付けた事と変わらない。裁判所はその労苦にかられてか頓着されない、例え弟優位に書添えられている事項でも同様に引き上げられない

ところが、邪兄側の勝訴判決だけは引き上げられる不思議さが付きまとう。平成 27 年の慰謝料請求の様に「傷害事実の有無」だけとしながら過去の邪勝訴を並べたてた資料は引き上げても、現実の当方証拠資料は視ないで単にできなりの既判先入観で棄却する、故に事実と逆様の現場表示となる。控訴は・・裁判は原被告が対するはずが、この慰謝料裁判 2 審は、被控訴人に成り代わって裁長が応答ぶち切る特異な結末。これは裁判所の勝手なゲーム的対応で処理しやすい側に就いたってこと、明らかな違反、裁判所が如何に多忙とは云え安直裁判処理は、国家的にみればマイナスであることは明確、「正を負にした既判」を識別せず同一既判とする事・・抵抗する。行政のデジタル化のみでなく最高裁も裁判のデジタル化を目論んではいらなくても拉致はあかない。自分の首絞めるからである。 (新聞記事)

さて、不服ばかりが先行し如何様に収集するか戸惑う

平成 6 年当方弁士買収を端切りに不正始動した当兄弟騒動、令和 02・02・14 日調停を一切打て合わない・・「**払うものはない**」と締めた。(受報告) 現実には・その不正は、血の通った人間の仕業とか到底言えない事ばかり・・先ず、通常の付き合いの中で兄弟として相応の分配をニオワせて置いて「**文書偽造登記**」し、相続絡みの「**工場移設約束を詐欺**」り、止む無く裁判すれば「**弁護士買収**」し有り余る財を独り占めし、債権者には無断に余り財を公署に提供し自分だけを好心象に繕ってきた。

直接間接この延長で、地元警察がモテハヤシタと地元民の話、之が為素人が見ても分かる「**暴力等・・処罰・・法違反の冤罪**」が起きたと帰結する。

次の「**損賠裁判**」は、買収と冤罪で勢いを得裁判所が信用したところで、平生とは逆の「**極端な嘘**」で「**工場移設約束**」をそらして真逆の「**弟の粗野な言動**」とやらへ誘導・裁判所もこれへ同乗させ弟を敗訴させた。

この真逆の嘘と前記冤罪が、大きくポイントし**弟心象を極端に毀損**させた。そこへ 2 審の**民訴 246 条違反判決**が追打ち、「**工場移設明示裁判**」を **2 枚舌判決**で敗訴させて、後続裁判を敗訴既定化し全裁判を既判化した。

裁判と名のついた審議は 2 枚舌判決寸前までで、以降は裁判官の**食業で消化**するだけで正規の裁判はない、平成 22 年の「面禁裁判」は訴状 P11 の面会作文がデタラメであるが為「**昭和 47 年・・云々**」の説明が出来ない。

これが為、久々に弟の正規が成就するやに思えたのが石原裁判長による采配で邪兄勝訴へ乗り換えさせた、日本国技術の結晶とされる「**録音の偽造**」で、弁士会室借用の面会・会話を改竄偽造して繕った。偽造は飯島奈津子弁士が口頭弁論での「ひと言の問質し」に応答出来ず過っての大阪地検のフロッピーならぬ「**CDR**」で大久保事務所総掛の偽造で為した。

石原面禁裁長は、偽造 **CDR** に対し録音原本提示を指示せず、偽造録音のみを正規証拠とし弟を敗訴させ、面談禁止と 80 万円支払の判決をした。

この判決日には、弟潰しの実力行使・国営暴漢屋に指示し集合させ

突如の雁字搦めの挙句弟を裁所前庭で — **ぶん殴らせた** —

国民が初めて経験した・・裁判所の・・**ぶん殴り**・・**まさかの潰し広報**・・

広報とは、弟が判決を 1 人聴いているのを見計り摘み出し「**山村が暴れて**」と 110 番、保安関係者へまで弟の「**悪者広報**」して予防線したって事警察の開口いち番<**暴れるからだよ**・・！>が程よく裏付けている。

天下の日本国裁判所は、こんなちっぽけな奴に異常な神経を使う卑劣集団神経も持ち合わせているってこと、国民として極めて寂しい。

この事件隠しに逆訴されていた、然も、検察の不服申し立てが時効 3 年間に合う様にとして、時効 3 ヶ月を残してかで検察調書を受けた。

面禁裁判でせめてもの血を通わせたのは「**工場移設約束存在**」を再認定した事だけである。

続く「一任残額請求」裁判は、既に裁判当事者扱いはない、中味 1 分少々で口封じされ追出された。

虚偽損害裁判は、事実上の偽造録音暴き裁判が、簡裁直井和夫裁長の裁判潰しで当方要求の証拠提出も途中却下されて・・敗訴

再度の工場移設は、前記した通り裁判所にとってのシクジリってことなのか、週刊現代に掲載通りの島流しって事で現在も判決書無・有耶無耶

裁判最後の傷害慰謝料請求；弁護士相談では通常には診断書だけで大方は通用すると聞いていたものの現場検証・被害届等々証拠しても敗訴

口頭弁論では、2 審で新証拠を出し『これでも事件否認か』としたのが、被控訴人「（下向いて応答なし）」

『 裁判長回答させてください』

《（応答の）**その必要なし**・・！》 トット法廷を引き上げる

其の後止む無く「**調停申請**」するも応答なしのところ手紙通信し求話合い令和 02・02・14 日調停最終日に弁士が出席とかのところ弟が、コロナを警戒欠席してしまった事からそのまま不調となる。

総括

記憶の俣を羅列し、今深考する時不当とゆう言葉よりそれを通り越して悲惨であると思える・・・余りにも悲惨とゆう他ない・・・日本国裁判は酷い。

如何に 本人訴訟対弁護士選任紛争 とは云え、完全なる弁士会・検察・裁判所対本人訴訟者 の図式と成って居ること。ある時は当方の告訴に対し検察代弁者でありながら相手船に片足を預けて検察業務する事態、正規の調書では明らかに無い、建前上に作業しているだけ。

さて

ここでは邪兄のみについて総括してみます

如何に時効とか・勝訴との権限はあってもそして相応の法律はあるにしてもその振舞いは、民法1条権利の行使が、信義に従い誠実に行われていない、途轍もない大きな濫用である・・・これは絶対許されない。・・・と

相続登記での文書偽造・デタラメうその陳述と工場移設をよけての嘘の粗野な言動訴状・偽造録音の弁士先導制作・相続調停での遺言と現貯金隠し等々審議誠実は明確に阻害破棄されている現実は、明確な罰則に値する。然も、これ等卑劣な不法行為で邪勝訴を重ね好心象に悪乗りしての訴訟は人間がする行為では明らかに無い、然もそれらを裁判所・検察をも「嘘」で侮り引き込んだ行状は、信義誠実性の欠片も無い・・・罰のみが値する。

中でも飯島奈津子弁士が担当した弁士会一室での「**面会録音の偽造**」は明確な刑事事件であるのを弁士会が、表向き正義心とは逆に仲間を隠匿った卑劣な**国家的犯罪**に相当する大事件である、厳重処分されなければ收拾はない・・・同時に、真の厳重処分が目覚まさせ、法曹司法を向上させる。

尚、この偽造録音事項は、陳述3で別途陳述します

古来日本の社会趨勢は、長いものに捲かれて、和をもって尊し・・・とした。これを前長官は、司法改革メニューに止らず、新工夫と努力を求めている。つまり、既判力ってのは過去の裁判作業の逃道・一部和の妥協的筋書きを正当化する裁判上の悪しき道具である。後からでも正しい事項は取り上げ正規の演台に乗っけて事実に基づく判決へより戻す事・新発想に合致する。過去の邪兄勝訴は、裁判所が先達した邪行為でもあり、旧態依然とした踏襲司法を改善しない。否、違反してまで前例踏襲勝訴させてきた、それを新メニューで憲法良心をも加味し判決し直す、正しい裁判行為を求める。素人の分際での言い草は、この年に免じてご容赦願ひ・あくまで中立公正なる判断を重ね々々ご祈念申し上げます。

令和 2 年（ワ）第 3631 号受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件
 原告 山村 三郎
 被告 山村家（山村金平）

横浜地方裁判所 第 5 民事部 御中

令和 02・12・25 日

原告 山村 三郎（実 19 日）

陳述書 (3) (宣誓しての虚偽陳述・録音偽造詳述)

平成 17・07・08 日 14 年の傷害治療費 11,240 円の請求に対し、金額を限定せず金額を一任して支払う約束、之を常道のスッポカサレた事から連日催促したことで根を挙げて、飯島奈津子弁護士に電話相談、その返事が弁護士会館での弁護士交えて 3 者面会となったのです。

(#3-1 一任証)

3 者面会

『そうか此処へ来るのか』『否、弁護士会館だ』『何で俺がそこまで行くか』そんな中例によって警察が・・「弟さんは是非行って遣って下さい」・・といやいやながら出向くことで、関連事項も話せると思い当日は、私弟が先に到着テーブルを前に着席・・2 人を待つ。邪兄らは時間きっちり 11 時？にズドンと入室、自ら着席、話始める前にテープ取らせてもらいます・・と、ソニー製と思える銀白色 25 × 60 × 125mm 位のテープ式録音機にスイッチを入れる

録音機

飯島<こっちから求めたわけではないが、何用あつての面会か・・！

聞かせて下さい>

『・・何こっちから話すの・・』<（内実こっちから求めた訳じゃない）> 本旨をとっ違えて先に話せ・・と・・！

『（工場移設してやるとの）初めの話とちがうじゃねーか・・』

邪兄にとって都合悪い話・・終わらないうちに飯島が割って入る

<その事は、判決されている・・終わっている・・>（今度は当方が口挟む）

『なら話すことはない、帰る・・！』

面会中身

1 字 1 句同じとはしないにしても、縮めて 30 秒前後で面会場を引き上げた面談禁止裁判・口頭弁論初っ端・訴状 P11・11 行目全くのデタラメに対し

「昭和 43 年から 47 年・・事実経過・・云々」 (#5-7 面禁訴状→提出済)

邪兄は勝手に都合よく兄弟断絶は、昭和 44 年機械購入金をタカラれ断つたら断絶状態としていることから、**47 年には事実事項は一切ない**・・のを

「如何様な事実があつたか・・」・・の間質しに

飯島<被告からの求釈明に対し、具体的に釈明するつもりはありません>

全く根拠のないデタラメ訴状文、原告にして応答不可

(#5-9 弁論 嘘故応答不可)

傍聴席から「それじゃ・・・裁判になんねーじゃねーか」・・・とそこへ空スかさず石原寿記裁長の「準備書面提出」の支援が掛かり、提出・・・デタラメ訴文に対し弟は、録音原本提出を求めたのが、この偽造 CDR が飛び出してきた・その瞬間、『之は紛い物である』と指摘したが、調査するのではなくすかさず「これを証拠採用する」と神の宣告が轟いた・・・万事休す。

裁官助人

平成 22 年（ワ）2228 号面談強要禁止等請求裁判口頭弁論は、こんな状況で始まった。

準備書面は、弁士・裁官の阿吽の呼吸で提出するだけで偽造の疑いは揉消されるとの事、如何に私本人訴訟者が説明しても聞き入れない。

然し、この偽造は過っての大阪地検 **フロッピー改竄事件**と同列である。

本来・・・途轍もない**法曹者の重大犯罪**であり放置されてはならないはずが

- 1・平成 25 年(ハ)82 号虚偽損害賠償（録音偽造）裁長；直井和夫（藤沢簡裁）裁判は口頭弁論が常でない、よってその仕組みからして簡裁へ訴訟す。ところが擬制陳述とゆうのか民訴 27 条？で答弁書だけ出して置けば欠席裁判できるとの事（裁長言）しかし調べてみると、欠席で終わることはないとして居るが、当裁判は欠席の俣終結、裁所側の既定通り・・・敗訴

裁長欠席を助人

裁判の疑問

1)弁論で邪兄出席を裁長に直訴、「出るよう話しているんだけどねー」と気が乗らない生返事（で最後ま出て来ない）（裁長；裁所法 49 他・刑法）

2)弁護士会での「室借用申込書」（借用申請書の仮称）之は入退室時間が書いてある、22 年当時弁護士会会員 800 人・相当な規律が布かれていたと思えるし、現に弟はその書面を密かに提出依頼したことがある。

1 回目；書類が下の方で簡単に取り出せない。2 回目；新入時で良く解らない。3 回目；数年後ではあっても雛形紙面を手に取り見ている

然し、大久保博弁士はないと**虚偽答弁**している・・・**偽証**である（刑法 169）

直井裁長とは、弁士会が書き換えて無ければ退室時間が書き込まれているはずで時間が特定できる、ならばその提出させるべく申請をせよとの指示に従い手続したら、1 ヶ月後「之では中身が解らない」とのトンチンカン理由で却下、猛烈抗議したが・・・

裁官不正助長

110 番して裁官逮捕せよと、大騒動したが何の変哲も無く有耶無耶・・・

（邪兄；民訴 220-2・刑法 169 飯島；刑法 104・247 直井；裁所 49・刑法 247）

国家的問題

3)懲戒申請；「室借用申請書提出」申出たが、簡単にあしらわれ堂々と隠蔽弁士会と弁連は、こんな場合隠匿集団に衣替える邪・・・集団体

司法腐敗 = 法曹界グル

（弁士・弁士会・日弁連；民訴 220-2・刑法 104 証拠隠滅・247 背任）

ここまでしても隠し通す「偽造録音」、法曹司法塊のデタラメさを改めて社会国家に問質したい、不条理はタダ事ではない、徹底審議を求めます、罰則罰金問題より事実解明が重要であり、弁護士法改正すら必須である。

悪貨は良貨を駆逐する

ここまで組まれては、如何様にすれば真つ当な裁判は元より、日常生活ですら丸滑に成り立たつのか、法違反のみではない冤罪も含めてである。人間がすること、完璧はない事はあっても時代や社会技術の進歩で変わるし変わらねばならない、ある瞬間は悪貨であっても時が経ち人心変化に伴い社会に馴染むことも無しとはしないし、良貨に解釈される時期が到来しないとも限らない。然し、偽造して裁判を繕って勝訴させるつとは、如何な時代でも・如何な国家でも正当化されることは有り得ない、法治国家と銘打つ日本国にあってはならない事が、今現実に存在し放置されている。

如何な時代でも悪

重ねて陳述します

本当の事です、この証は録音原本を提出させることです、提出命令してください。そこには上記した通り 4～5 行の文言のみが、録音されている筈である。機械はソニー製と思える銀白色のテープ式機械である。

提出命令

同時に弁士会での「室借用申請書」(仮名)も同時提出させてください、弁護士会か或は何者かが書き代えるとかこれに準ずる邪行為が無ければ、退室時間が書き込まれている筈であり、800 人もの会員下の組織である以上相応の規律が成されていたと解せる・・この書面で時間的に明確になる。即ち、偽造テープは約 35 分・弟は僅か 4 行の会話・・30 秒としている、この主旨に乗っ取り必ずや真相解明が適う、その暁には、訴状主旨に添って対応することが、法治国家と名乗る日本国裁判所の優先処理と信じます、念を押します・之の検証・・具現処理が確実に行われることを求めます。

提出命令処理

さて、新聞に貴所所長就任記事が、掲載されていましたが添付し・恐れ入りますが貴殿から所長に手渡し方お願いいたします。(以前は揉消された故)中身は、「紛争解決が信念」とされ和解も推奨の 1 つに掲げられています。これによっても和解を含めて真つ当な処理を重ねて祈念申し上げ、公正公平な判断が賜れること、幾重にもご祈念申し上げます。

令和 2 年（ワ）第 3631 号受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

原 告 山村 三郎

被 告 山村 金平

横浜地方裁判所 第 5 民事部口係 A

令和 03・05・08 日

原 告 山村 三郎

準備書面（口頭弁論への要望）

過去の裁判での判決はあるものの実質審議の無い形式的な判決であった。それは、裁判所の流れ作業方式でされてきた、算術で云えば方程式に係数を入れ込むこと、それは棄却・敗訴前提の既定判決を指す。

之は、迅速法が追打った事と弟が本人訴訟者であるが故、口頭弁論省略方式が、悪辣法曹者大久保弁士事務所への餞^{ハナヒ}を常道化した^{ハナヒ}が為である。その餞とは本人訴訟者同士の裁判を傍聴すれば明らか、弁論開廷から閉廷迄裁判長は懇切丁寧に順序立てて説明するのが、片方へ弁士付の偏成事情では無知の本人訴訟者・その立場側でなく弁士側に立った公平感に代わる、世間には通用しない司法者の勝手な公正感は革められるべきである。

他方時の最高裁長官は、ネットで発信していた「実相を理解・納得の解決」を追求「新たな・努力を求め」、之の根底に「正義」を据えて文を結んだ・之へ追い打つのが、当の「迅速法」である。

其の 2 条 3 項・当事者の・権利が害されないよう・公正適切な実施が義務付けられ且つ、之の段取を国家(裁判所)へ義務付けているが、現実には逆・亦、当事者は、「誠実な権利行使」をも義務付けられていてもその機がないさて

これ等前提を振返ったとき悪逆飯島奈津子を主任に据え・悪辣大久保事務所(大久保博親分)は、(弟にとって)イカサマ組織弁護士会を背景にあらゆる阿漕^{アウキ}を悪兄と共に裁判方式の隙間を邪に潜り抜けてきた。

その手始めが、文書偽造しての相続処理・同裁判での弁士買収・損賠裁判等でのデタラメ虚偽陳述と裁官買収で裁判所への好心象をもぎ取り以降が勝訴既定化した。(平 16 年迄の一連裁判) 同時に、平成 22 年には、警務暴力課鈴木からぶん殴られる等悪兄の逆事が、公所・悪兄関連者から躊躇なく仕掛けられ果ては「録音の偽造」と阿漕・悪辣行為は際限がない、やられ放題・これは、添付新聞人災記事と同列事態が舞い上がって(新聞記事) 然し、記事の様に支援者は居ない・冷酷社会国家は火に油注ぐ如くである。

語訳；悪逆^{アキギヤク}；道に逆らった酷い悪事 阿漕^{アウキ}；際限なくむさぼる事・阿漕平治
悪辣^{アキラツ}；やり方が悪どいこと・非常にたちの悪いこと もぎ取る；強引に撮る

最初の「押掛け・怒鳴り込み等々」の途轍もない嘘は、裁判で即明かされると勘ぐっていた…その浮世 3 分 5 厘とは異なりさかさまに見返った。朝鮮の「嘘も 100 辺言えば本当になる」ってな諺が現実に見返った。然も訴状への答弁書は、裁判所の厳格である筈の隙間を搔い潜り

＜・・・は認めるが・・・以外は争う＞ **（裁判所が匿い争わせない）**

との常道答弁、之は…この嘘を…裁判所が、採用既判化悪兄へ優利化→受理、本来の口頭弁論を訴訟指揮とかで省略させてきた。

今回は

過去の繰り返しを改め口頭弁論は形式のみでなく中身を伴わせる事を求める。然し、このコロナ禍の折でもあり、迅速法に乗っ取った誠実な説明審議・・・を上っ面だけでなく訴訟主旨にかかわった再答弁を求める。

今までの様な嘘とゴマカシは許さない、具体性を盛り証拠提示しての誠意ある答弁が必要でありそれが無ければ、訴状指摘の悪辣行為の事実認定乃至は、容認したとして処理されるのが筋道である。

それは、前頁終盤行の他訴状指摘の不正・違反への答弁であり、的確な答弁が無い場合は訴状主旨認定と解し、相応な判決を裁判所に求めます。

いわゆる損賠訴状最初の仲違い原因は、トンチンカンな相続関連回避を企んだ「虚偽餌」であることを先ず最初に明確・自白する必要がある。

とりわけ「工場移設約束」の存在事実は、裁判所が念書の如く 2 回も存在を認定している事を弁え誠意ある返答が必要であり、裁判所はそれ等への厳正的確処理を求めます。 （保管証拠#02 支店長証文）

過去にデタラメ判決させて 50 万円と平成 22 年の 80 万円支払判決 + 面禁禁止等全て「**虚偽認定**」が源泉である。この「嘘」や悪辣・阿漕行為が判決を決してきた受訴状や反論の度に「永久に虚偽を書き続けることの不条理を改めねばならない」裁判所への不条理な不信用はこれによって改められる、誠意正義とかではない…普通の当たり前の事実を書かせるが為である、人間らしい血の通った「**信義に従い誠実**」に返答し、過去の「**権利悪辣濫用**」は厳に慎み…晴れ晴れとした「**身と心**」で共に三途の川を渡れることを今この時に…強調し・裁判所の後押しの一層を求めたい。争訟前の拾指に余る文通信時には戻れないにしても、法律相談では弁士が余りの酷さにうなる事情にある、之を解決すること…長期の紛争の正規な解決をが、我々兄弟のみでなく社会貢献へ必ずやつながる…否つなげる…

語訳；浮世 3 分 5 厘；世間を軽く見てのんきに世を過ごす事

注；この語訳欄は、無学弟の検証時に備えたものであることを添書きし了承ください

追加

6/20日

答弁書を今か今かと待ちくたびれた、それとも真面には答弁書すら書けないのか、多・少の波打つコロナ禍で相互に協力するのが国民・とりわけ裁判当事者の義務であり、今や之は責務と云える。

通り一辺の過去の答弁書、必ずや「・・嫌がらせ・・」の文言が附随、裁判所の毅然とした態度を求めて締めくくる、現実は全くの逆さま・・。

弟がこの「嘘」の事実を裁判所にうったえ且つ、それを補うべく口頭弁論を求めてもそれを訴訟指揮との口実で事実には蓋をして隠してきた、これがため争いの締め括りが出来ない大きな原因の1つでもある。

遅まきながら今回は之を是正願い真っ当な裁判を求めている、之へ協力するのが当然である。それには、早期の返・答弁が必須である。

口頭弁論は、資料の度に「嘘」を捲尻立てる、一方で、受尋問時の涙を流さんばかりの「ナキ芝居」が邪効果、之により平成16年は50万円・22年は80万円+不条理な面談禁止の判決となった、事実は逆さま・・だが。街宣刑事化は、明確な冤罪・悪兄供述書P14。「街宣車でする事頼まれる。が、私は話し合いをしてから・・」P18では再度「求・話し合い」・・と又、P30では「話し合いをすれば街宣止める」・P31でも同様事情を執拗に電話してきた・・と、それぞれ供述している。この件弟は一切不知・・他方警察は、頑張りなさいと事件化を囃立て、初期消火はない、然もP27では「頑張りなさい、きっと道は開けるから・・」と励まされた・・と。P31は、「話を引き延ばせ」と指示、警察が仕組んだ**完全な囮事件**である。

肝心の嘘がバレて都合悪いのは、最初から承知の上で「判決金の徴収」をしない、添付した「訴訟詐欺」の二の舞になるからである。

総体的には、これら「嘘陳述の勝訴」「冤罪」「私文書偽造」そして「2つの買収」絡みが邪勝訴し訴訟の度に「既判力と嫌がらせを連書」し自己の好印象維持を続けてきた、今回は、これ等「嘘」を払拭することにある。

争いの源泉「**工場移設**」はゆうに及ばず処理するのが当然であり、之にも絡んだ飯島奈津子が先頭に立っての「録音の偽造」まで仕出かした。

之は厳罰に服すべきである。同時にこれに加担した大久保事務所は元より雁首揃えた12名弁士、そして弁士会・裁判所も責任は大きく重い。

今回は全て整理し明確にする、この為にも早期答弁する責務がある、とりわけ12名の弁士共は、十分な反省が必須な事を今から警告する。

本来刑事事件に属する事柄が、そのスベを知らないが為もたついている。

令和 2 年（ワ）第 3631 号

受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

原 告 山村 三郎

被 告 山村 金平

横浜地方裁判所 第 5 民事部口係 A

令和 03・06・20 日

原 告 山村 三郎

上 申 書（刑事事件と訴訟額査定について）（訂正差替え願い）

訴状内の文言からも誤解を与えたと思われませんが、事務通信書を受理したとき 2,60 万円との「算定・・・」との事に疑問はありました。

1・作文時総金額は、実のところ解らなかったのです。概略拾い上げても

相続

親父の遺言

工場移設提言

0 を 1 つ追加

省 略

2・次は事実上刑事事件ですが、之は民事事件の究極・→刑事事件に移行すると解釈しました、刑事事件となると金額ではなく「刑期・刑罰」で算定できるものではないと解釈し算定せず、裁判所がするものと解しました

（即ち他の刑事事件とそれに準ずる案件の金銭評価=慰謝料的な評価額がです・・・）

刑事事件案件思料を簡単に年代順にしてみます（詳細は・A3 主違反事項）

2 行追加

(カッコ内)

①平成 8 年の 相続抹消裁判での当方弁士買収（弁士法）

②同 9 年街宣に関わる冤罪（高額慰謝料）（P5 供述書）

何せ悪兄の真逆事実の慰謝料です、供述全嘘・詐欺・虚偽告訴・悪兄へしたとされている名誉棄損は、私弟が請求できる現実・・・事実

③同 14 年窃盗との事件・・・冤罪？ ブタ箱 10 日間？（悪兄刑法 172 条）

④同 16 年損賠裁判での「虚偽訴訟」（民訴法 209 条）

⑤（同年高裁での裁判官違反判決 = 損賠請求裁判）高裁威力で工場移設明示裁判勝訴が 2 枚舌判決で・・・棄却。本来これで兄弟争訟が全決着の筈

行追加

- ⑥ (同年高裁違反判決に地裁判決が同調した **2枚舌判決**) (=最大不正)
- ⑦ 同 22 年面談禁止裁判での **録音偽造** (弁士 12 名) (刑法 159・161-ニ-3 104)
- ⑧ 附随大久保事務所所属 3 名弁護士全員 (特に飯島弁士は面会進行者)
- ⑨ 附随弁護士会 (証拠隠滅) (刑法 104 証拠隠滅)
- ⑩ (裁判所から受傷害; 裁所から逆告訴され当方も告訴一応有耶無耶判決) (刑法 204)
- ⑪ (直井和夫裁判官・証拠隠滅他=訴追事情) (刑法 104)
- ⑫ (同 26 年工場移転費決済裁判; 有耶無耶終結裁判) (裁法 49)
- ⑬ 同 26 年傷害事件; 全治 17 日間の診断書・事実は 40 日間=起訴猶予 (刑法 204)
- ⑭ (同 27 年慰謝料請求裁判地裁=傷害行為有無判定のみと宣告=傷害無
高裁=お前は前裁判でも全部真向対立し全敗
これ故今回も敗訴・・・だ) (裁所法→弾劾法)
- (『裁判長・・・一寸弁論させて下さい』 <<後何がある・・・!>>
『訴状につらつらと書いてあるじゃないですか』 <<・・・?・・・?・・・>>
後・・・かき分けて弁論 (質問する)
『地裁より新証拠を提示してあるそれへ応えよ』 <<**その必要なし**>>
之で裁長自らとっとと引上げ、有耶無耶に終結させられた)

ざっと見繕ただけでも 14 件ある。訪問時の
相続と工場移設約束を無きものにするあらゆる企て手法
てめーなんかに用ねーけーれ
顔見れば即 110 番で追い出す・・・悪辣行為
其の他悪兄と甥っ子の 2 人でする暴行は日常茶飯事
如何に裁判で邪勝訴してもこれだけの阿漕、添付判例表に並べた時途轍
もない状況であることを承知おき願ひ厳格な検証が必須と思料します。

この刑事事件を民事に置き換えて評価したとき 160 万円では、如何に
も充足するには無理がある。この事を申立てて置きます。

亦、平成 17 年同様な訴訟をしたときには O 担当書記官から書面による
丁重なる注意指導があった事から、その時は取り下げました。
不釣り合いの時にはこんな指導があるのではとも心の底にはあったよ
うな気が、今ではしています。
それにしても私の行き届かなかった事情は、裁判への無知が成した不始
末を承知置き願ひ、申立てた事査収方願ひいたします。 7/5 日

令和 2 年（ワ）第 3631 号

受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

原 告 山村 三郎

被 告 山村 金平

口頭弁論再開の申立（2）

横浜地方裁判所 第 5 民事部口係 A 御中 令和 03・07・18 日

原 告 山村 三郎

申立の前に

過 7/10 日にも申立てた、それは書記官がそれが正式だとしたからです。今回訴訟の問題は、被告の争う答弁と違反不正思料事項個々への確認意向と裁所各回答がない事、それへの裁判所の要請が全く無かったことです。

敗訴判決のその中味は全て「虚偽」だからです、その嘘でも勝訴したことを盾に書き続けて居る、それを正規の事柄に戻す為であること之を書き続けてきた事と、民法 1 条違反であるとも書き綴ってきた、一事項一案件の中身の全嘘をも再三陳述し個々の案件へ返答を求めてきたにもかかわらず、返答はないし・口頭弁論でこれ等に触れることもが・・・一切無かった。

亦、それを継続して納得のゆく実のある口頭弁論の指導を乞うてもきた。然し、一切それら諸々への指導指摘は勿論、それへの案内すらなかった。如何に裁判所が職権・訴訟指揮を翳そうが、それは勝手なご都合主義でしかない。亦、その裁判急行行為が迅速法の要請からとしても、

2 条 3 項は、「正当な権利利益が害されないよう、手続きが公正且つ適正に実施されなければならない」・・・としている

即ち、権利行使には、それ相当な裏付けが必要であるか、国家社会・・・公の支えが伴う事が多い、今回の口頭弁論切り捨ては被告の「争う」事や原告の裁判権剥奪であり、正当づける事由や関連説明が一切ない。

これ等の事情から原告として裁判所行為は、明確にデタラメで筋が通っていない、が、数歩下がって再度の「口頭弁論再開」を申し出ます。

同じ事柄を書き綴って居たのでは余り刺激的ではないし、聞き流されてはその意味がないことから、今回は重複しますが次頁以降にどうしても口頭弁論が必要であること・改めて理由を書き留めておきます、重念な検証を願い早急なる弁論再開返答を強く懇願いたして居ります。

今回までの裁判経緯・荒筋

- 1・平成 8 年登記抹消裁判；私文書偽造は、当方弁士買収・交代 2 人目も買収され相続長年放置の事情証明で証拠を不提出・時効も加わり棄却。
 - 2・街宣に関わる刑事事件；街宣受依者単独行為が刑法 60・222 条に関わるとし 1 年 6 月の割り増し判決・確たる冤罪も泣き寝入りで放置
 - この 2 件の敗訴で裁判そのものが、既判化された、そして次の —
 - 3・受・損害賠償請求 は、根も葉もない全くの捏造（押掛け・怒鳴り込み等々）のデタラメ案件が認定され名誉棄損等で 50 万円支払判決
 - 4・2 審での兄弟不仲原因を問われ昭和 46・02・01 日工場移設約束破棄からその永久遮断を企み「受・断交宣告」、悪魔者(兄)は機械代金タカラし断ったら断絶状態との途轍もないデタラメ（#5-2 訴状と判決・#2 証文）ところが高裁判決は鋼材購入金等タカリ之を断られ断絶状態・・とした（平 16・2・17 日）
 - 5・損賠裁判 1 審で「工場移設約束存在が認定」された事から即「工場移設（捏造判決）明示裁判」を訴し弁論終了時裁長松田清は、金の差し引き授受を計算し
 - (1)弟（原告）に 50 万遣ればこの裁判は終わりますが
 - ◀（兄弟だから？）話し合うか▶ 『・・・一応判決お願いできますか』（平 16・3・11 日）
 - (2)鋼材購入金云々は民訴 246 条違反判決が、明示裁判へ 3 月末送達で（平 16・3・未受）
 - (3)工場移設明示裁判判決；平成 16・05・21 日・・→2 枚舌判決の棄却（平 16・5・21 日）
- イカサマをやり続けた悪魔者と弁士大久保博から裁判所・然も高裁鬼頭季郎・地裁松田清に引き継がれ 4 者連携で弟裁判人生は、ずたずたに引き千切られた、過去の裁判官と共に肝に銘じて応分の処置を強く求める・必須

弁論の必要性

被告邪兄は、極悪悪魔者・なり。今回も嘘を羅列し続けている、裁所はそれを「正」と容認する極めて不条理なデタラメ、之を訂正しない。裁判所ぐるみの不正は、その仕組みから引っ繰り返さないらしいが、デタラメ嘘を書き続けられては不条理名誉棄損、この「嘘」は容赦出来ない。そこで今回は、上記 8 件の他・虚偽事項での受敗訴判決・偽造録音・2 件の傷害事件そして裁所の違反不正と思料できる項目を 15 件表示しその確認と今後の処理と説明を書面で求めたが、返答がないので口頭弁論で執拗に求めた、然し、貴山田真紀裁判長は、尽く拒否し続けた結果実質裁判無し。この拒絶は、あくまで判決へ結び付けているが、弟は「虚偽判決」と嘘の多書面を問題にしている、法廷で裁判長の前で真実を明かす事であり、時の最高裁長官の「実相理解」と「納得できる裁判」の為に「嘘・誠」明確化は必須、それをしないのは裁判ではない、弁論再開は当然の理である

裁判所の柵

裁判官職は、誰にでもできる簡単な仕事ではない、その上何百件もの仕事がつかえているとの事、自ずとコンベヤ式になり杜撰になり勝ちと聞く・・然し、民事司法・懇談会の面々は、欧米に比べて日本人は裁判にうったえることが少ないとされ、大いに裁判所を活用すべきとしている。

しかし、迅速法検討会で裁判官秋吉仁美は

流れを丁寧に整理する必要がある・・本人訴訟は手続説明や言分の整理に多大の要負担増、弁護士を依頼することを提言している・・

私弟は、過去に担当された時、今回と同じ原告の書面確認だけで閉廷直後・・『裁判長・・』《不規則発言しない様に》 も1度『裁判長・・！』
《・・命令します・退去命令です》

どやどやっと暴力団紛い拾数人に突き出された、悪魔者に劣らず裁判官は詐欺師、今回の抗議行為・会話行為を「暴れてる」との嘘で110番した。

16日今回の弁論調書を視れば、訴状陳述や他の書面が尽く陳述との嘘を堂々と書き、裁判官は原告提示(説明弁論行為)に尽く拒否・それをさせずに「・・それを踏まえて判決する」と嘯き閉廷判決を強引に急行した。

亦、被告出頭如何は弁護人でも差し支えないと思っている。要は法廷で個々の真偽を詳らかにすることで既判をひっくり返す事ではない。重要な調書であり、「嘘」の書面は迅速法趣旨に反して無理矢理邪な訴訟指揮を押し付けた、之は事実真実に訂正されることを強く求める次第である。

同時にこれらは、明確な憲法32条に関わる重大権利の剥奪である。今は出発点に戻り口頭弁論を再開乃至は、手間暇かからない悪魔者に個々の詳細返答を提出させ、真実調書を書き直すことを強く求めます。

或は、平成16年鬼頭の捏造判決に戻って「金銭授受」の如何を調査する事も司法健全化へ意義がある。私は、日本国民として国家へ相応なる恩返しをしたいそれが為には、全く生産性の無い裁判を正規に終わる事である。日本国民として貴裁判長の計らいや協力でその道を早く司りたい。

之は、踏襲性を打破し過去の杜撰裁判へ新味を加えたことになり、長官の「裁判心得」とも共通し、時代に相応しい決着ともなる。

話は、変わりますが韓国は、北とのトラブルがある毎に国民の対戦志願者が増えると聞いたそれに肖つるつもりではないが、或弁士から裁判は法律ではない「人間性」ときいたことから、私の幼少時のヒト駒を披露し今も変わらぬ人となりを理解願いたく添付します・細やかな思慮を期待します。

国家か・裁判所か

世界一多忙部署は、日本国裁判官食である

その裁判官は、昇進と給与で最高裁が操って居ると聞く、その真偽は別としても、如何に達人でも出勤1日で1件以上消化しなければならない、踏襲性と方程式へ係数を入れ込むだけの流れ作業・巷の噂は事実と推せる。かといって、初期に曲げた発信方向は、途中「正」に舵をきり直さない、とりわけ柵のない本人訴訟者は、途轍もないシワ寄せされて泣き寝入る。その1つが、当一連裁判・即ち、鬼頭季郎と松田清裁判官がそれを成した。

さて、泣き寝入りするにはあまりにも酷でありひど過ぎます

本来中立公正であるべき裁官鬼頭季郎は、何らかの利得を得て弁士付側へ片寄り最良した、之を松田清が高裁の威厳を盾に踏襲した。

弟は、素人何をしてもらえない・泣き寝入りする、それへ悪魔者と極悪大久保博事務所が、恐らく裏金工作経験を活用悪魔者山村金平と意気投合後を押した。之を後続裁官が阿吽の呼吸で踏襲して居る・と、知人の弁・

さて、今民事では訴額500万円以下が60%以下とされ、それが70%以上円滑に裁判されてないと東京弁士会・弁士アンケート調査・また司法統計では本人同士の裁判は回数で1, 2回・弁士付では2, 3回と記憶している。之から見ても、専門家の裁判は弁護士依頼せよ・は、長引き承知の間違いつまり、全く価値を生まない・生産性の無い裁判を金をかけて長引かせ且つ弁士付側へ最良し、司法者が共に多忙さを維持しているって事である。私達・我々は、裁判デジタル化へ協力すべきである。平成29年だったか最高裁が、手続きのデジタル化を進めているとの新聞を見たが、国民には一向にその素振りは感じ取れない、これが成就すれば不正の削減と共に裁判そのものの時間短縮につながり、中立公正で柵も薄れようものが、日本国のすることは手ぬるい。

さて、これが実現すれば手ぬるいや不公正どころではない、当兄弟裁判の様なデタラメは相当に解消される筈である、お門違いの能書き共々協力できないものか、僭越ながらの文言はこの年に免じてご容赦賜り、当裁判も含めてより良い納得できる解決ができることを重ねて祈念いたします。同時に、現状での公正中立な解決は弁論再開以外にない、重ね重ねその再開をお願いいたして置きます。

裁判官認印



第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 令和 2 年 (ワ) 第 3 6 3 1 号
 期 日 令和 3 年 7 月 9 日 午 後 1 時 3 0 分
 場 所 及 び 公 開 の 有 無 横 浜 地 方 裁 判 所 第 5 民 事 部 法 廷 で 公 開
 裁 判 官 山 田 真 紀
 裁 判 所 書 記 官 本 間 晶 子
 出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 山 村 三 郎
 被 告 代 理 人 田 場 眞 理 子
 指 定 期 日 令 和 3 年 8 月 2 7 日 午 後 1 時 1 0 分 (判 決 言 渡 し)

弁 論 の 要 領 等

原告

- 1 訴 状 陳 述
- 2 令 和 2 年 9 月 1 0 日 付 け 「 訴 状 差 替 え 願 い 」 と 題 す る 書 面 陳 述
- 3 準 備 書 面 (令 和 3 年 5 月 2 7 日 受 付) 陳 述
- 4 準 備 書 面 (同 年 6 月 2 4 日 受 付) 陳 述

被告

答 弁 書 陳 述

原告

被告からの返答がほしいと準備書面にも上申書にも記載した。返答がないのであれば、被告本人を出頭させて返答を聞くべきであり、その手続が必要である。

裁判官

原告の上記指摘については、必要性がないと考える。

証拠関係別紙のとおり

裁判官

弁 論 終 結

裁 判 所 書 記 官 本 間 晶 子



令和 2 年（ワ）第 3631 号

受・工場移設権及び付帯不法事項責任処理請求事件

原 告 山村 三郎

被 告 山村 金平

弁論調書異議申立

横浜地方裁判所 第 5 民事部口係 A 御中 令和 03・07・21 日

原 告 山村 三郎

申立に当り

弁論調書が正にデタラメ陳述してないのに全て陳述・・・としてある。
不正違反表については、案件個々について現状の意向如何を求めた、それは
コロナ禍でもあり当事者として、円滑化には準備書面のやり取りを求め、返
答が無ければ当方の主張を認定したとして判決に取り込むことを求めた。

そして念を押す意味合いで必ずや中味の伴う口頭弁論を求めた、同時に素人
で文章での伝達が難しいのでも、中身のある口頭弁論を求め続けこれが無け
れば裁判の意義がないとも書き弁論でもそれを主張した。

然し、これ等には一切対応しなかった、のみならず裁判長は、これ等を含め
て判決するとした。回答がないのを含めて踏まえて、判決するとした。
そして前長官の趣旨に添って、裁判を求めたがあくまで全てを「踏まえて」
判決する・・・として口頭弁論を強硬に打ち切った。

先ず、どう思っているのか意向を問質している、判決云々はこの時点で問う
てない、

ところが、裁判長の発言は「これら全てを踏まえて・・・判決」としている。
現実には、如何にも・・・踏まえようがない

つまりあくまで、弁論招集だけはして繕い、何が何でも「長いものに捲かれ
させ」訴訟指揮り・・・従来通りを踏襲し、強行突破を図ったものである
よって、次頁の文言乃至その趣旨に添って書き正すことを求める次第です

- 1・裁判の大きな行為の1つ口頭弁論、訴状や答弁書の陳述は一切しなかった、そのしない理由や説明もないし、当事者への問い掛け相談も無かった
- 2・原告の作文力補填の口頭弁論要求をも断り判決のみ急行した
尚且つ、執拗な口頭弁論希求にも拘らず無視して閉廷結審を強行した席上、あくまで執拗に・・・声高に強調して切実な心境をうったえたが、一切拒否した
- 3・これはHPでの「双方の主張を聴き・・・」事項にも相反している
全て過去の判決は、案件は事実もあるがその中味は根も葉もない全くの嘘ッパチデタラメと声高に発言した、また、鬼頭季郎・松田清裁長の行為は明確な違反行為であるとも書面に書いた、之をも今回弁論で明らかにしたかったのを・・・全てを包括して一切させなかった
- 4・之等の結果は、悪魔者被告の真実正体を明らかにしないで覆い隠す隠蔽である・・・これは明らかである
最悪大久保博事務所と飯島奈津子過っての主任弁護士が良からぬ不正工作・・・**買収**や**偽造録音**で今日まで経過させてきた之をも包括した不当不正の隠蔽である
- 5・要は一字一句同じとはしないまでも、これ等主旨を込めて「調書」書直しを求めます

昨日本間書記官に問い合わせ口頭だけでも用を為すのではと問質したが、あくまで書面だとゆわれての取りあえず書き繕いました、不足事情もあるかも知れませんが相応なる査収方お願いいたし、不足事項は指摘指導方よろしくお願いいたします